岩手県告示第572号

建築士を対象とする講習の指定に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

建築士を対象とする講習の指定に関する規程の一部を改正する告示

建築士を対象とする講習の指定に関する規程(昭和61年岩手県告示第1112号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(指定の基準)

第4条 指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 講習を実施する者が、建築物の設計及び工事監理に必 要な知識及び技能の維持向上を目的とする民法(明治29年 法律第89号) 第34条の規定に基づいて設立された法人(以 下「公益法人」という。) であって、講習を適正かつ円滑に 実施するために必要な財産的基礎及び事務的能力を有する ものであること。

 $(2)\sim(4)$ [略]

(指定の申請)

記載した申請書を知事に提出しなければならない。第3条第 4項の規定に基づき指定の有効期間の更新を受けようとする ときも、同様とする。

 $(1)\sim(7)$ [略]

- ない。
 - (1) 定款又は寄附行為
 - $(2)\sim(6)$ 「略]

(指定を受けた旨の表示)

する公益法人(以下「実施法人」という。)は、指定講習を実 施するときは、指定を受けたものであることを表示するもの とする。

(変更の申請等)

第9条 [略]

2 実施法人は、その名称、住所若しくは代表者又は定款若し くは寄附行為を変更したときは、2週間以内にその変更の内 容及び時期を記載した届出書を知事に提出しなければならな V.

(指定の基準)

第4条 指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 講習を実施する者が、建築物の設計及び工事監理に必 要な知識及び技能の維持向上を目的とする一般社団法人又 <u>は一般財団法人</u>(以下「一般社団法人等」という。)であっ て、講習を適正かつ円滑に実施するために必要な財産的基 礎及び事務的能力を有するものであること。

 $(2)\sim(4)$ [略]

(指定の申請)

第5条 指定を受けようとする公益法人は、次に掲げる事項を|第5条 指定を受けようとする一般社団法人等は、次に掲げる 事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。第 3条第4項の規定に基づき指定の有効期間の更新を受けよう とするときも、同様とする。

 $(1)\sim(7)$ 「略]

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなら 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなら ない。
 - (1) 定款
 - $(2)\sim(6)$ 「略]

(指定を受けた旨の表示)

第6条 指定を受けた講習(以下「指定講習」という。)を実施|第6条 指定を受けた講習(以下「指定講習」という。)を実施 する一般社団法人等(以下「実施法人」という。)は、指定講 習を実施するときは、指定を受けたものであることを表示す るものとする。

(変更の申請等)

第9条 [略]

2 実施法人は、その名称、住所若しくは代表者又は定款を変 更したときは、2週間以内にその変更の内容及び時期を記載 した届出書を知事に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この告示は、平成24年8月24日から施行する。